

1 保険料賦課総額(標準保険税率の算定に必要な保険料総額)の算定

資料

【基礎数値】

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
被保険者数 : 人	27,588	26,999	26,422
被保険者世帯数 : 世帯	16,811	16,458	16,112

国民健康保険特別会計とは

・県及び市町が行う公営事業で、保険税、国・県支出金、一般会計繰入金、その他の収入金を財源として、保険給付を中心とする事業を行う
 ・事業予算は、医療費を削減できないという性格を持っているため、被保険者数の見込み、医療費等の保険給付費を正確に積算し、国民健康保険事業に要する費用(A)から国・県支出金等の公費、その他の収入の収入(B)を差し引いた残りを保険税で補うことで編成する。
 ・保険税は、現年分相当額の保険税必要額(A-B)を予定収納率で除した保険税賦課総額Cを基準として保険税率を決定し、各世帯に賦課

【歳出】				【歳入】				単位: %	
国民健康保険事業に要する費用 A				収入 B				負担区分	負担割合
	令和4年度	令和5年度	令和6年度		令和4年度	令和5年度	令和6年度		
保険給付費				国庫支出金 災害臨時特例補助金	2,470	2,470	2,470	公費 (国・県)	80
療養給付費・療養費	7,389,037	7,235,732	7,081,096	一部負担金	0	0	0		
高額療養費	1,078,113	1,078,113	1,078,113	県補助金					
移送費	100	100	100	普通交付金	8,492,870	8,339,033	8,183,861		
出産育児諸費	33,493	33,493	33,493	保険者努力支援金(国)	40,521	40,521	40,521		
葬祭諸費	9,850	9,850	9,850	保険者努力支援金(県)	151,840	151,840	151,840		
支払審査手数料	25,620	25,088	24,552	特別調整交付金	45,327	45,327	45,327		
傷病手当金	133	133	133	特定健康診査等負担金	32,728	32,728	32,728		
保険事業費	129,474	129,071	129,401	財産収入(基金利子)	255	255	255		
諸支出金	127,760	127,760	127,760	一般会計繰入金					
国民健康保険事業納付金	3,231,293	3,163,436	3,097,004	保険基盤安定	522,749	508,269	494,190	公費 (市)	8
医療給付費分				出産育児一時金(法定繰入金)	234,561	234,561	234,561		
後期高齢者支援金分				財政安定化支援事業	22,329	22,329	22,329		
介護納付金分				財政調整基金	29,835	29,889	29,943		
総務費(職員給与費等)	234,561	234,561	234,561	一般会計繰入金(職員給与費等)	234,561	234,561	234,561		
予備費	50,000	50,000	50,000	基金繰入金	0	0	0	その他収入	1
基金積立金(基金利子)	255	255	255	繰越金(国県返還金分)	20,000	20,000	20,000		
小計	12,309,689	12,087,592	11,866,318	その他収入	100,808	100,808	100,808	保険税	20
<< 保険給付費の算出の際に留意した点 >> ・医療技術の高度化による一人当たりの医療費の増加 ・令和4年度から、団塊の世代が75歳に達することにより、被保険者数が大幅に減少 ⇒医療費総額の減少、保険税の減収が見込まれる。 ⇒納付金が減少するが、後期高齢者支援金や保険税水準の統一化による増加が懸念される。 ・新型コロナウイルス感染症による受診への影響 ※令和3年度は令和2年度に比べ医療費が増加				保険税賦課総額 C	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
				保険税必要額(A-B) ÷ 予定収納率					
				予定収納率: R4	94.0%				
				R5	94.0%				
				R6	94.0%				
				現年分調定額 小計	2,530,675	2,473,405	2,418,004		
歳出 合計	12,309,689	12,087,592	11,866,318	歳入 合計 B+C	12,461,529	12,235,996	12,011,398		

2 保険料(税)率の算定

賦課総額	医療給付費分	後期高齢者支援金分	介護納付金分
所得割税率 %	7.90	2.00	2.00
均等割税額 円	21,000	5,900	8,000
平等割税額 円	19,000	6,100	4,900

現年分調定額に近づけるため、標準保険料率より所得割税率が高い医療給付費分を下げることで試算



所得割率	賦課限度額	調定額(千円)
7.6	99万円	2,580,816
7.4		2,553,236
7.2		2,525,254

標準保険料率※ %	6.95	2.57	2.12
-----------	------	------	------

※令和4年度標準保険料率算定結果詳細・過程情報リストより

各市町の医療費水準や所得水準を調整しながら保険料水準の統一化に向けた場合の各市町の標準的な指標として、栃木県が算出した保険料

斗1

い。
健康保
険する。

